金融庁組織規則及び公認会計士・監査審査会事務局組織規則の一部を改正する内閣府令

（金融庁組織規則の一部改正）

第一条　金融庁組織規則（平成十年総理府令第八十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「情報セキュリティ対策専門官一人」の下に「、情報セキュリティ分析専門官一人」を加え、同条第十三項中「のセキュリティ」の下に「対策」を加え、同条中第二十一項を第二十二項とし、第十四項から第二十項までを一項ずつ繰り下げ、第十三項の次に次の一項を加える。

14　情報セキュリティ分析専門官は、命を受けて、金融庁の情報システムのセキュリティに関する専門的な情報の収集及び分析に従事する。

第七条第一項中「四十三人」を「四十四人」に改める。

第十条第一項中「保険サービス監視専門官二人」の下に「、保険財務会計管理官一人」を加え、同条中第八項を第九項とし、第七項を第八項とし、第六項の次に次の一項を加える。

7　保険財務会計管理官は、命を受けて、保険課の所掌事務のうち保険業を行う者の財務基準及び会計基準に関する専門的事項に係る事務を整理する。

第十八条第一項中「主任証券取引審査官四人」を「主任証券取引審査官五人」に改める。

附則第四条及び第九条中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。

（公認会計士・監査審査会事務局組織規則の一部改正）

第二条　公認会計士・監査審査会事務局組織規則（平成十六年内閣府令第十一号）の一部を次のように改正する。

附則第三条を削る。

附　則

この府令は、平成二十九年四月一日から施行する。

○内閣府令第二十二号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第三十八条第八号及び第四十条第二号の規定に基づき、金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日　　内閣総理大臣　安倍　晋三

金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）の一部を次のように改正する。

第百十七条第一項第二十七号中「同号及び第三項」を「以下この号、次号及び第三項」に改め、「）の額」の下に「当該通貨関連デリバティブ取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所の業務規程（法第百十七条第一項に規定する業務規程をいう。以下この号及び第百二十三条第一項第二十一号の二において同じ。）及び当該通貨関連デリバティブ取引に基づく債務を、引受け、更改その他の方法により負担する金融商品取引清算機関の業務方法書（法第百五十六条の七第一項に規定する業務方法書をいう。以下この号及び第百二十三条第一項第二十一号の二において同じ。）において、同一の顧客が預託した通貨関連デリバティブ取引に係る証拠金等及び通貨関連デリバティブ取引以外のデリバティブ取引（以下この号及び第百二十三条第一項第二十一号の二において「非通貨関連デリバティブ取引」という。）に係る証拠金等について、一方に不足を生じた場合には、他方から補足する旨の定めがある場合（当該補足を行うことについて顧客の書面又は第五十七条の三第一項各号及び第二項に規定する方法に準ずる方法（令第十五条の二十三の規定に準じて当該顧客の承諾を得ている場合に限る。次号及び第百二十三条第一項第二十一号の二において同じ。）による同意を得ている場合に限る。）にあっては、当該顧客が当該証拠金等預託先に預託した非通貨関連デリバティブ取引に係る証拠金等の額に、当該顧客が行っている非通貨関連デリバティブ取引を決済した場合に顧客に生ずることとなる利益の額を加え、当該顧客が行っている非通貨関連デリバティブ取引を決済した場合に顧客に生ずることとなる損失の額及び当該顧客が非通貨関連デリバティブ取引に係る契約を継続するために必要な額の算出方法として業務規程又は業務方法書に規定する方法に基づき算出される額を減じて得た額（次号において「非通貨関連デリバティブ取引損益額」という。）を、当該通貨関連デリバティブ取引に係る証拠金等の額に加え、又は減じて得た額。）」を加え、「同号及び第六項」を「次号及び第六項」に改め、同項第二十八号中「実預託額」の下に「（前号の補足を行うことについて顧客の書面又は第五十七条の三第一項各号及び第二項に規定する方法に準ずる方法による同意を得ている場合において、非通貨関連デリバティブ取引損益額が零を下回るときにあっては、当該実預託額に当該非通貨関連デリバティブ取引損益額の絶対値の額を加えた額。）」を加える。

第百二十三条第一項第二十一号の二中「計算方法」の下に「（当該通貨関連デリバティブ取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所の業務規程及び当該通貨関連デリバティブ取引に基づく債務を、引受け、更改その他の方法により負担する金融商品取引清算機関の業務方法書において、同一の顧客が預託した通貨関連デリバティブ取引に係る証拠金等（委託証拠金その他の保証金をいう。以下この号において同じ。）及び非通貨関連デリバティブ取引に係る証拠金等について、一方に不足を生じた場合には、他方から補足する旨の定めがある場合（当該補足を行うことについて顧客の書面又は第五十七条の三第一項各号及び第二項に規定する方法に準ずる方法による同意を得ている場合に限る。）にあっては、当該定めに準拠した計算方法。）」を加える。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

○内閣府令第二十三号

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十九号）の施行に伴い、及び投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）の規定に基づき、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日　　内閣総理大臣　安倍　晋三

投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令

（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第百二十九号）の一部を次のように改正する。

第九条第二号イ中「第二条」を「第三条」に改め、同号ニ⑴中「第三条第二項」を「第二条第五項」に、「認定発電設備をいう。第百三十五条第三号ニ」を「認定発電設備をいう。第百三十五条第五号ニ」に、「同法第四条第一項」を「同項」に、「第二十二条第三項第八号及び第百三十五条第三号ニ」を「第二十二条第三項第八号及び第百三十五条第五号ニ」に、「特定供給者」を「認定事業者」に、「第百三十五条第三号ニ及びヘ」を「第百三十五条第五号ニ及びヘ」に、「ニ及び第百三十五条第三号ニ」を「ニ及び同号ニ」に、「調達価格をいう。第百三十五条第三号ニ」を「調達価格をいう。同号ニ」に、「調達期間をいう。第百三十五条第三号ニ」を「調達期間をいう。同号ニ」に改め、同号ニ⑵中「第二十二条第三項第八号及び第百三十五条第五号ニ」に、「⑵及び第百三十五条第三号ニ」を「⑵及び同号ニ」に、「特定供給者」を「認定事業者」に、「第百三十五条第三号ニ⑵及びヘ」を「同号ニ⑵及びヘ」に改め、同号ヘ中「特定供給者」を「認定事業者」に、「第百三十五条第四号イ」を「第百三十五条第五号ヘ」に改め、同条第三号イ中「第百三十五条第四号ニ」を「第百三十五条第六号ニ」に改め、同号ヘ中「第百三十五条第四号ヘ」を「第百三十五条第六号ヘ」に改める。

第百三十五条第五号ニ⑴及びヘ中「特定供給者」を「認定事業者」に改める。

第百五十八条第一項中「磁気ディスク」を「商業登記規則（昭和三十九年法務省令第二十三号）第三十六条第一項に規定する電磁的記録媒体」に改め、同条第二項を削る。

第二百六十八条の表第三号の項中「第二条に」を「第三条に」に改め、同表第四号の項を次のように改める。

第四号	イからホまで	イからチまで
	ホ　法第二条第二十一項第五号に掲げる取引（これに類似する外国市場デリバティブ取引を含む。）及び同条第二十二項第六号に掲げる取引（当事者があらかじめ定めた事由（同条第二十一項第五号及	ホ　法第二条第二十一項第五号に掲げる取引（これに類似する外国市場デリバティブ取引を含む。）及び同条第二十二項第六号に掲げる取引（当事者があらかじめ定めた事由（同条第二十一項第五号及